

(参考配布)

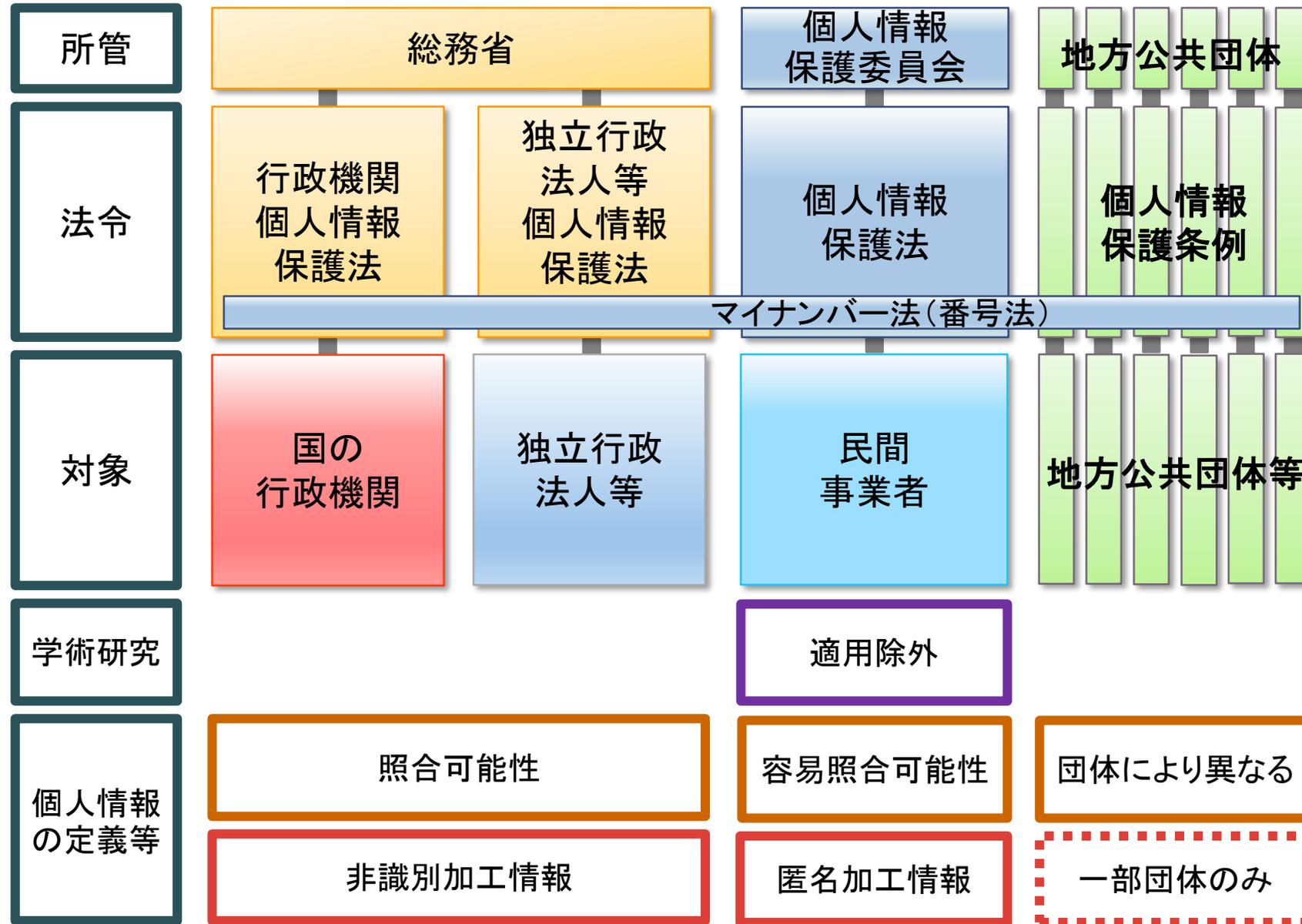
# 現行条例と改正個人情報保護法の比較

令和4年度 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会資料

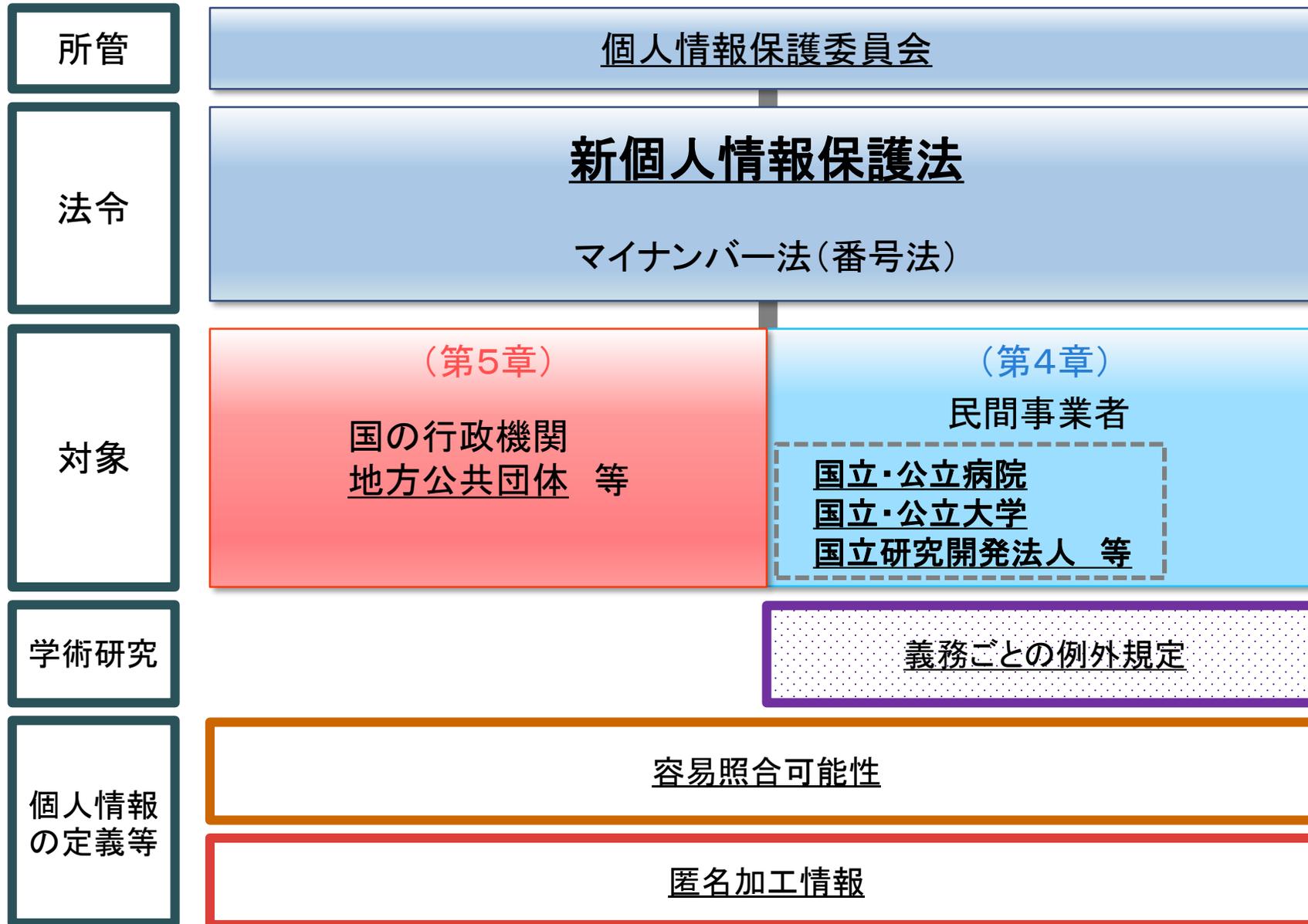
内容	ページ番号
1 改正前後の法体系、条例の位置付け、個人情報保護の仕組み	2～6
2 現行条例と改正法の比較(主に影響のある箇所)	7～17
3 運営審議会の所掌事項の変更	18～20

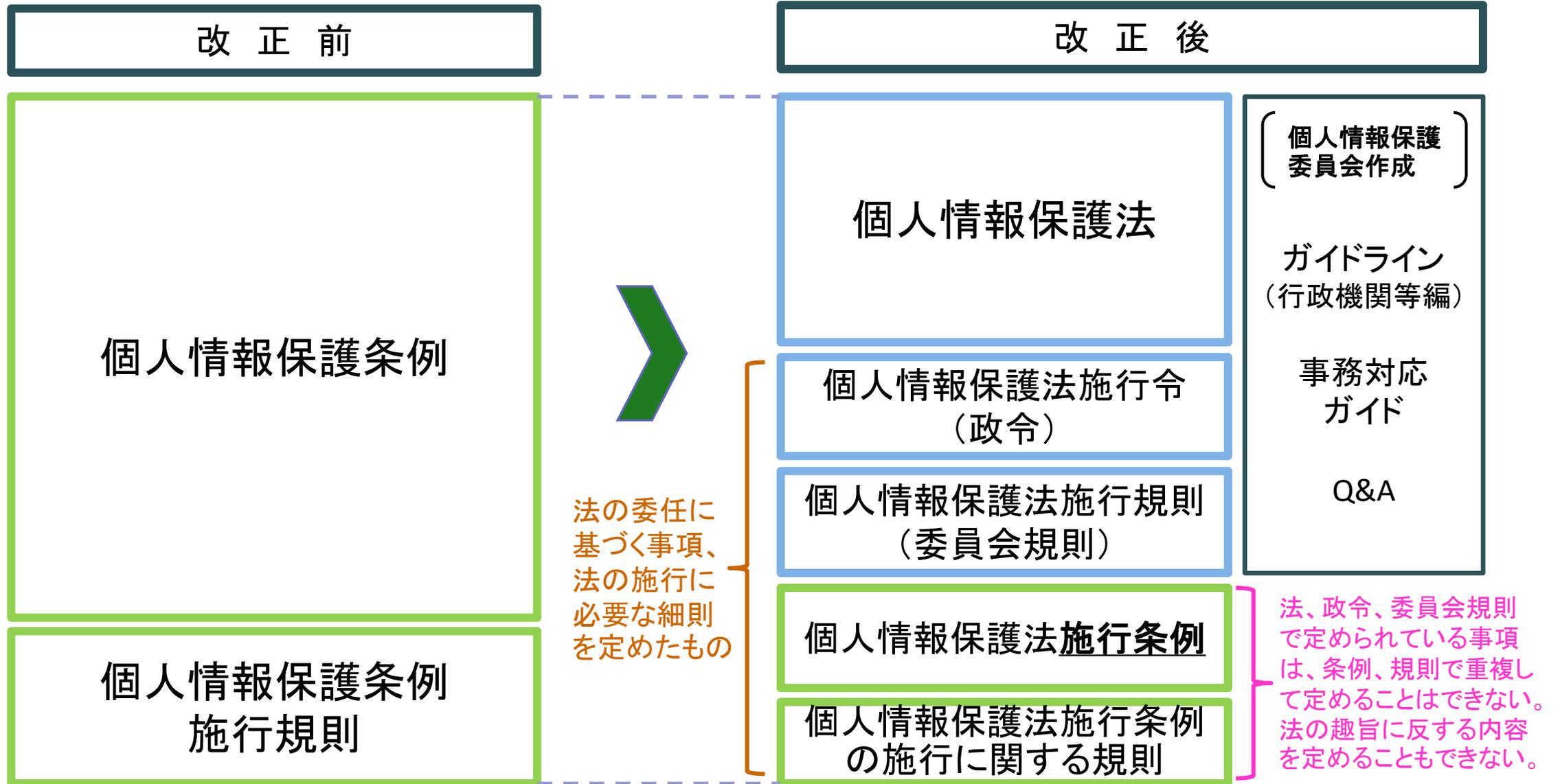
# 令和3年度まで※の法体系

※ 国の行政機関及び独立行政法人等には令和4年4月1日から改正個人情報保護法が適用されているため、令和3年度までとしている。



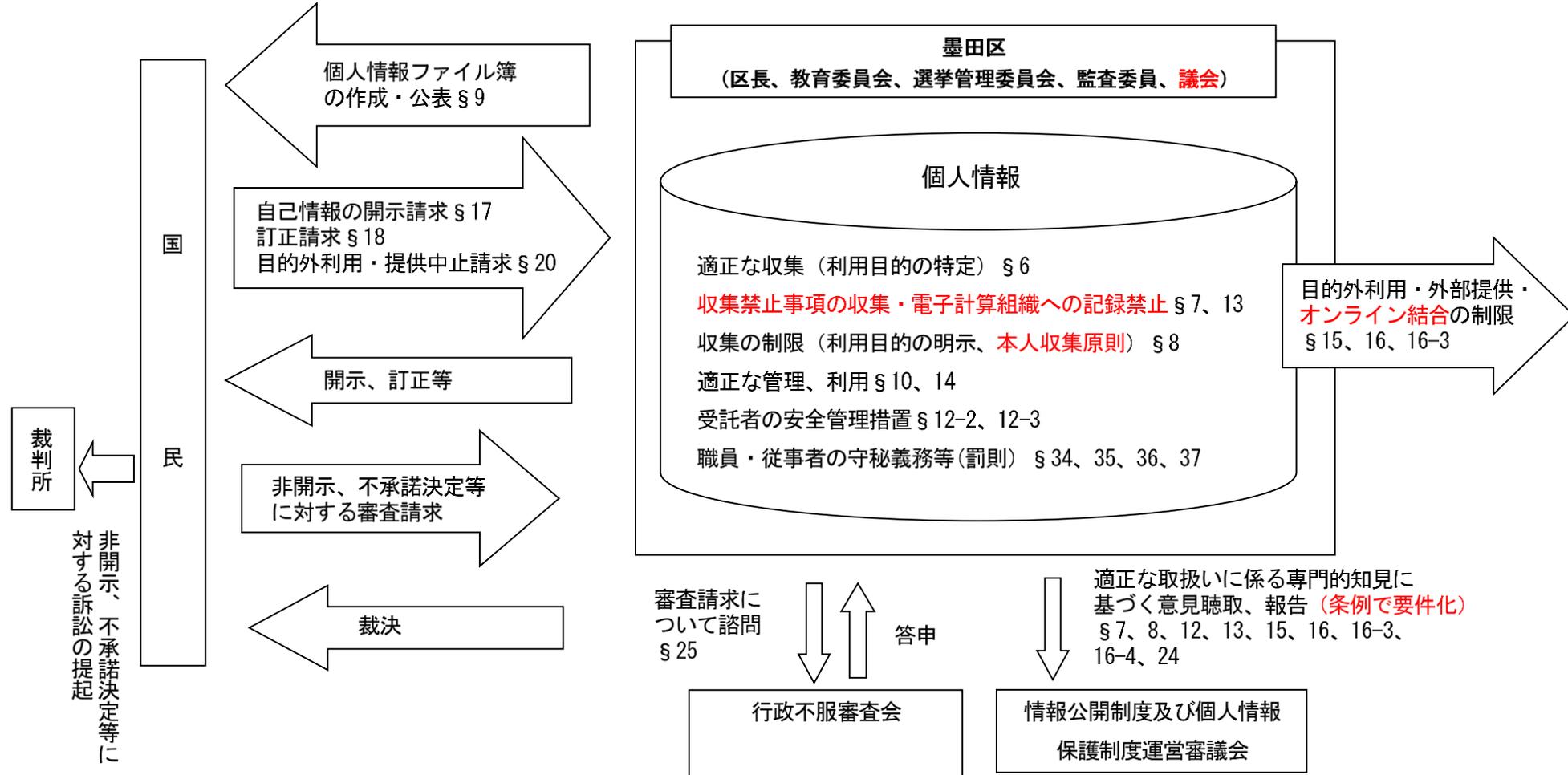
(個人情報保護委員会公表資料の個人情報保護制度見直しの全体像を基に作成)





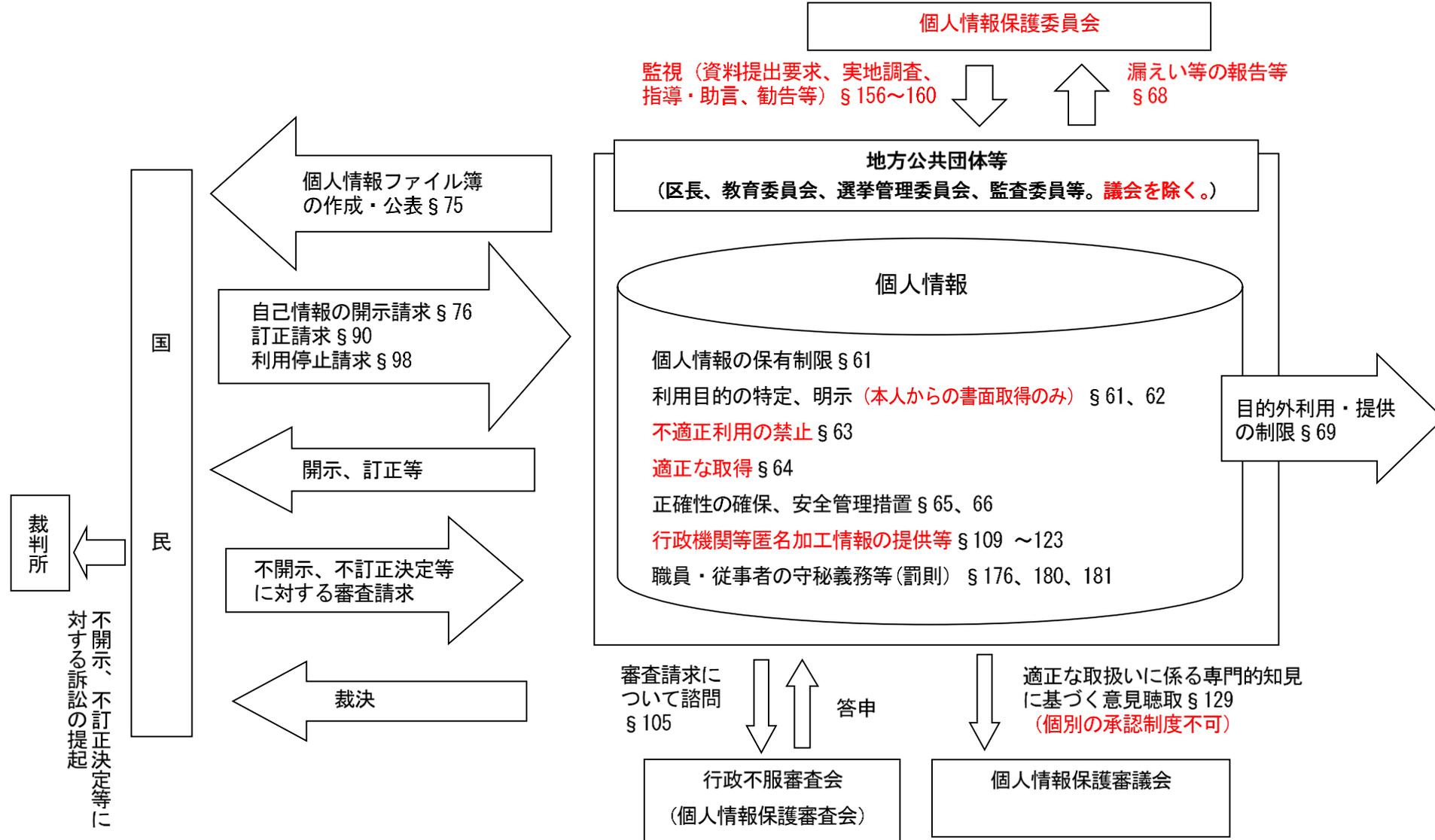
# 改正前後の個人情報保護の仕組み

## 【改正前】墨田区の個人情報保護の仕組み（～令和5年3月）



# 改正前後の個人情報保護の仕組み

## 【改正後】地方公共団体の個人情報保護の仕組み（令和5年4月～）



# 現行条例と改正法の比較(主に影響のある箇所)①

現行条例の関係規定		新施行条例への規定の可否	影響箇所 検討課題	改正法の関係規定
見出し	内容			
第1章 総則 第2条	定義	・実施機関	・改正法が適用される「行政機関等」には、議会は含まれない。(→議会において、共通ルールに沿った自律的な対応を図る。例:議会独自の個人情報保護条例の制定)	第2条第11項第2号
		・個人情報	・他の情報との照合により特定の個人を識別できる個人情報の定義が「照合性」から「容易照合性」に統一化	第2条
	新規	・個人識別符号	・遺伝子配列情報、運転免許証番号、パスポート番号など、改正法で定める符号を個人情報として明確化	第2条第1項第2号、第2項
第2章 個人情報の収集 第7条	収集禁止事項	・収集禁止事項	・原則収集禁止の規定なし(→個人情報の保有制限、不適正な利用の禁止及び適正な取得に関する規定により、保護水準を維持)	第61条、第63条、第64条
新規	定義	・要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集禁止事項としていた人種、信条、病歴、犯歴等の情報は、改正法では「要配慮個人情報」と定義されている。</li> <li>・区独自に定めることができる「条例要配慮個人情報」を規定するか検討(→検討課題①:P.1)</li> </ul>	第2条第3項、第60条第5項
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮名加工情報</li> <li>・匿名加工情報</li> <li>・個人関連情報</li> </ul>	・改正法で定義された各情報について、取扱いのルールが定められている。	第2条第5～7項、第72条、第73条、第121条、第122条、第123条

## 現行条例と改正法の比較(主に影響のある箇所)②

現行条例の関係規定		新施行条例への規定の可否	影響箇所 検討課題	改正法の関係規定
見出し	内容			
第2章 個人情報 の 収集 第8条	収集の 制限	・利用目的の明示	・利用目的を明示しなければならないのは、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)で個人情報を取得するときに限定	第62条
		・本人からの直接収集の原則	・本人からの直接収集の規定なし(→個人情報の保有制限及び適正な取得に関する規定により、保護水準を維持)	第61条、第64条
第2章 個人情報 の 収集 第9条	個人情報 の 登録	・個人情報ファイル簿の登録	・現行の施行規則第3条第9項で、個人情報ファイルに含まれる本人の数が500人以上の場合を作成の対象としていたが、改正法では1,000人以上の場合が作成対象となる。また、一部、記録項目を追加する必要がある。	第75条
		○	・個人情報ファイルを保有するときは、個人情報保護制度所管課にあらかじめ届け出て、個人情報ファイル簿に登録する手続を規定するか検討(⇒検討課題②:P.2)	
新規	不適正な利用の禁止	・不適正な利用の禁止	・違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないことを明文化	第63条
新規	適正な取得	・適正な取得(不適正な取得の禁止)	・偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないことを明文化	第64条

## 現行条例と改正法の比較(主に影響のある箇所)③

現行条例の関係規定		新施行条例への規定の可否	影響箇所 検討課題	改正法の関係規定
見出し	内容			
第3章 保有個人情報の管理 第12条の2	受託者の義務 ・業務の受託者の安全管理措置		・個人情報を取り扱う業務の委託を受けた者には行政機関等に準ずる安全管理措置の義務を課しているが、2以上の段階にわたる委託(再委託、再々委託等)も含むことが明確化	第66条第2項 第5号
第3章 保有個人情報の管理 第3条の2、 第12条の3	職員の義務、従事者の義務 ・個人情報を取り扱う職員、指定管理者の従事者、委託業務の従事者の義務		・職員、指定管理者の従事者及び委託業務の従事者に加え、派遣労働者、派遣労働者であった者も、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記	第67条
第3章 保有個人情報の管理 第13条	電子計算組織への記録の禁止 ・収集禁止事項の電子計算組織への記録の禁止		・収集禁止事項の電子計算組織への記録を禁止する規定なし(→安全管理措置義務を通じて安全性を確保)	第66条第1項

## 現行条例と改正法の比較(主に影響のある箇所)④

現行条例の関係規定		新施行条例への規定の可否	影響箇所 検討課題	改正法の関係規定
見出し	内容			
新規	漏えい等の報告等	・個人情報保護委員会への報告及び本人への通知義務	<p>・保有個人情報の漏えい等で、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの※が生じたときは、個人情報保護委員会への報告が義務付けられ、原則本人への通知義務も課される。</p> <p>※ 個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの</p> <p>(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。(2)～(5)も同じ。)</p> <p>(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等(例:クレジットカード番号)</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等(例:不正アクセス、従業者による持ち出し)</p> <p>(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等</p> <p>(5) 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等(地方公共団体の条例において、条例要配慮個人情報を定めているときに限る。)</p>	第68条

# 現行条例と改正法の比較(主に影響のある箇所)⑤

現行条例の関係規定		新施行条例への規定の可否	影響箇所 検討課題	改正法の関係規定
見出し	内容			
第4章 保有個人情報の利用 第15条、第16条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有個人情報の目的外利用の制限</li> <li>・保有個人情報の外部提供の制限</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外利用や外部提供が可能な「法令に基づく場合」の解釈について、「義務規定」のみでなく、「できる規定」も含むようになる。また、ここでいう「法令」に、条例は含まない。</li> <li>・行政機関等が法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、利用することについて相当の理由があるときに目的外利用が認められる。</li> <li>・他の行政機関等が法令(条例含む。)の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるときに外部提供が認められる。</li> <li>・専ら統計の作成又は学術研究の目的、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるときに外部提供が認められる。</li> <li>・法令等に定めがある場合等以外で目的外利用又は外部提供をしたときに本人通知を行うことを原則とする規定なし</li> </ul>	第69条
<p>※ 単なる内部の手続に関する規律に過ぎない事項その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で定めることが許容されるとの考え方が個人情報保護委員会から示されている。</p>		○※	<p>区独自の手続として、目的外利用又は外部提供をしたときは、その内容を記録する規定を設けるか検討(⇒検討課題③:P.3)</p>	

・目的外利用又は外部提供の要件として、現行条例で定めていた「区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。」及び「あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、特に必要であると認めるとき。」がなくなる。(⇒運営審議会については、P.18-20参照)

## 現行条例と改正法の比較(主に影響のある箇所)⑥

現行条例の関係規定		新施行条例への規定の可否	影響箇所 検討課題	改正法の関係規定
見出し	内容			
第4章 保有個人情報の利用 第16条の3	オンライン結合による保有個人情報の提供	・オンライン結合による保有個人情報の提供の制限	<p>・オンライン結合を制限する規定なし(→安全管理措置義務、提供の制限、提供を受ける者に対する措置要求を通じて安全性を確保)</p> <p>※ オンライン結合・・・実施機関が管理する電子計算組織と実施機関以外のものが管理する電子計算組織等を通信回線で結合し、実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手できる状態にする方法</p>	第66条、第69条、第70条
新規	保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求	・個人情報を提供する場合の、提供を受ける者に対する措置要求	・現行の施行規則第5条及び第9条で業務の委託又は外部提供に当たっては必要な条件を付すことが定められているが、改正法では提供を受ける者に対し、必要な制限を付し、又は適切な管理のための必要な措置を講ずるよう要求することを規定している。	第70条
新規	外国にある第三者への提供の制限	・外国にある第三者に利用目的以外の目的のために提供する場合の本人同意等	<p>・外国にある第三者に、利用目的以外の目的のために個人情報を提供する場合は、法令に基づく場合等を除き、本人同意が必要となる。</p> <p>・本人同意に当たっては、提供先の外国における個人情報の保護に関する制度等を本人に提供する等の義務が課される。</p>	第71条

# 現行条例と改正法の比較(主に影響のある箇所)⑦

現行条例の関係規定		新施行条例への規定の可否	影響箇所 検討課題	改正法の関係規定
見出し	内容			
第5章 自己情報の開示、訂正等 第17条第2項	開示の請求等 ・自己情報開示請求に係る不開示情報	○	<p>・不開示情報の類型の一つである事務事業情報に、次の2項目が追加</p> <p>(1) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p> <p>(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>・不開示情報の類型に、現行条例にある次の2類型なし</p> <p>(1) 法令等の定めにより、本人開示をしないこととされている情報</p> <p>(2) 未成年者又は成年被後見人(以下「未成年者等」という。)の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが当該未成年者等の利益に反すると認められる情報</p> <p>(→これらに当たる情報があった場合は、今後は他の類型に当てはめることになる。例えば、(2)は第78条第1項第1号の「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」として不開示にすることが考えられる。)</p> <p>・情報公開条例における非公開情報と整合を図るもののみ規定を設けることができる。(⇒検討課題④:P.4-5)</p>	第78条

## 現行条例と改正法の比較(主に影響のある箇所)⑧

現行条例の関係規定		新施行条例への規定の可否	影響箇所 検討課題	改正法の関係規定
見出し	内容			
第5章 自己情報の開示、訂正等 第18条、第19条、第20条	訂正請求、削除請求、目的外利用及び外部提供の中止の請求等	○	・改正法では、訂正請求及び利用停止請求の対象を、開示請求により開示を受けた保有個人情報としているが、現行条例と同様、本区からの通知により知ることとなった自己情報を対象に加えることを検討(⇒検討課題⑤:P.6)	第90条、第98条
第5章 自己情報の開示、訂正等 第22条	請求に対する決定等	○	・開示する保有個人情報の利用目的を通知するよう定められた。 ・開示決定等の期限は、改正法の範囲内で定めることができる。(⇒検討課題⑥:P.7-8) ・大量請求の場合等の決定期限の特例が定められた。	第82条、第83条、第84条、第94条、第95条、第102条、第103条
新規	開示の実施		・開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、開示の実施方法等について、開示決定通知があった日から原則として30日以内に書面で申し出なければならないとされた。(→開示請求書に記載された実施方法等に実施機関が応じることができ、請求者も実施方法等を変更しないのであれば、開示決定後の申出書の提出は不要)	第87条第3項及び第4項

# 現行条例と改正法の比較(主に影響のある箇所)⑨

現行条例の関係規定		新施行条例への規定の可否	影響箇所 検討課題	改正法の関係規定	
見出し	内容				
第8章 雑則 第27条	費用負担	・自己情報開示請求に係る請求者の費用負担	○	・改正法では、「実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」とされており、手数料を定める必要がある。(⇒検討課題⑦:P.9-10)	第89条
第8章 雑則 第29条	運用状況の公表	・条例の運用状況の公表	○	・改正法では、個人情報保護委員会に法の施行状況について報告し、同委員会がその概要を公表することになっているが、本区独自に運用状況を公表するか検討(⇒検討課題⑧:P.11-12)	第165条
第8章 雑則 第31条	指定管理に関する特例	・指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合の規定の準用読替		・指定管理者自体は、個人情報取扱事業者であり、改正法第4章の規定(民間事業者に対する規定)の適用があるが、安全管理措置のみ行政機関の長等に対する第5章の規定が準用される。現行条例では指定管理者の指定業務に係る個人情報は区の保有個人情報として取り扱っていたが、改正法では指定管理者から区に提出されていない個人情報は、指定管理者の保有個人情報ということになる。	第66条第2項 第2号
		・(新規)指定管理者への保有個人情報の提供の求め	○	・指定管理者の指定業務に係る保有個人データを、区は必要な範囲で提供を求めることができる規定を定めるか検討(⇒検討課題⑨:P.13)	

# 現行条例と改正法の比較(主に影響のある箇所)⑩

現行条例の関係規定		新施行条例への規定の可否	影響箇所 検討課題	改正法の関係規定	
見出し	内容				
【経過措置】 新規	行政機関等匿名加工情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の募集</li> <li>・提案の審査</li> <li>・契約の締結</li> <li>・作成等</li> <li>・取扱い</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県及び政令指定都市には行政機関等匿名加工情報の提案募集及び提供が義務付けられるが、それ以外の地方公共団体は、経過措置の間(当分の間)は提案募集を任意で行うことができるものとされている。</li> </ul>	第109条～第123条、附則第7条
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関等匿名加工情報の提供制度を導入する場合は、手数料を定める必要がある。(⇒検討課題⑩:P.14)</li> </ul>	第119条第3項、第4項
新規	個人情報保護委員会による行政機関等の監視等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護委員会は、個人情報保護法の一元的な解釈権限を有することから、個人情報等の取扱いについて地方公共団体に「資料の提出の要求及び実地調査」、「指導及び助言」、「勧告」並びに「勧告に基づいてとった措置についての報告の要求」が行われることがある。</li> </ul>	第156条～第160条
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行状況の公表</li> <li>・情報の提供等の求め</li> <li>・条例の届出</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護委員会に法の施行状況について報告し、同委員会がその概要の公表を行う。</li> <li>・地方公共団体は、個人情報保護委員会に必要な情報の提供又は技術的な助言を求めるとされている。</li> <li>・個人情報の保護に関する条例を定めたときは、個人情報保護委員会に届出義務がある。</li> </ul>	第165条～第167条

# 現行条例と改正法の比較(主に影響のある箇所)⑪

現行条例の関係規定		新施行条例への規定の可否	影響箇所 検討課題	改正法の関係規定
見出し	内容			
第9章 罰則 第34条～第38条	罰則	罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、委託業務の従事者及び指定管理者の従事者が、「正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき」や「業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」には、現行条例と同一内容の罰則が適用されるが、派遣労働者又は派遣労働者であった者も罰則の対象となることが明記された。</li> <li>・日本国外において罪を犯した者も罰則の対象とされた。</li> <li>・偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者への過料が、現行条例の5万円以下から10万円以下に引き上げられる。</li> </ul>	

## 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例(平成2年墨田区条例第21号)

### 所掌事項(第2条)

- (1) 墨田区個人情報保護条例の規定により運営審議会の権限に属するものとされた事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に係る重要事項に関すること。
- (3) 電子計算組織(墨田区個人情報保護条例第2条第9号に規定する電子計算組織をいう。(4)において同じ。)の管理運営に伴う区民の基本的人権の擁護に関すること。
- (4) 電子計算組織の管理運営に係る基本方針に関すること。
- (5) 番号法第26条第1項第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関すること。

### 諮問事項

- ・収集禁止事項の収集(第7条第2項)
- ・本人外収集(第8条第2項第5号)
- ・収集禁止事項の電子計算機への記録(第13条第2項)
- ・目的外利用(第15条第1項第4号)
- ・外部提供(第16条第1項第5号)
- ・本人外収集、目的外利用及び外部提供の本人通知の省略(第8条第3項、第15条第2項、第16条第2項)
- ・法令に定めがない場合のオンライン結合の開始又は変更(第16条の3第2項)
- ・オンライン結合により提供した個人情報の不適切な取扱いに対する措置(第16条の4第2項)
- ・事業者が是正又は中止の指導又は勧告に従わないときの事実の公表(第24条第2項)

※ この枠内の条・項・号の番号は、墨田区個人情報保護条例のもの

### 報告事項

- ・個人情報を取り扱う業務の委託(第12条第2項)
- ・法令に定めがある場合のオンライン結合の開始又は変更(第16条の3第3項)
- ・オンライン結合の実施状況(第16条の3第4項)

## 9-4 地方公共団体に置く審議会等への諮問

地方公共団体の機関は、個人情報 の 適正な取扱いを確保するため **専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合**には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる(法第129条)。

「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方について **サイバーセキュリティに関する知見等の専門的な知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合**をいう。

**この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。**

令和3年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、**地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。**

なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、**地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなる**と考えられる。

(出典:「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)令和4年1月(令和4年4月一部改正)」P.70)

審議会等に対して **事後的な報告を行うものであっても、個別の案件の処理に関して審議会等への報告や意見聴取を要件化するようなものは、個別案件における個人情報の取扱いについて、典型的に審議会等への諮問を行うものに類するものとして、許容されない。**

(出典:「全国説明会を踏まえて各地方公共団体からいただいた御意見等に対する考え方(令和4年6月送付)」)

## 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例(平成2年墨田区条例第21号)

### 所掌事項(第2条)

- (1) 個人情報の保護に関する法律第129条に規定する事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に係る重要事項に関すること。
- (3) 番号法第26条第1項第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関すること。

### 諮問事項

・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める事項

例: 国の法令やガイドラインに従った利用目的の明示の具体的方法、安全管理措置の具体的方法等に関する運用ルールの策定

・電子計算機の管理運営に伴う区民の基本的人権の擁護に関すること。

・電子計算機の管理運営に係る基本方針に関すること。

### 報告事項

別途条例で報告事項を定めることができる。運用状況の作成を通じて報告することを検討しているが、どのような事項を報告するか見直しを行う。

(⇒検討課題⑧:P.11-12で併せて検討)